

令和5年度

宮崎地方最低賃金審議会
運営小委員会

宮崎労働局

開催日時 令和5年7月6日(木)
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 座長及び座長代理の選出について
- 2 令和5年度宮崎地方最低賃金審議会の運営について
 - (1) 地域別最低賃金の審議について
 - (2) 特定最低賃金の審議について
 - (3) 特定最低賃金検討小委員会の関係労使の意見聴取について
- 3 最低賃金審議会第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について
- 4 宮崎地方最低賃金審議会公開要領について
- 5 その他

1 座長及び座長代理の選出について

2 令和5年度宮崎地方最低賃金審議会の運営について

(1) 地域別最低賃金の審議について

(2) 産業別最低賃金の審議について

(3) 検討小委員会の関係労使の意見聴取について

3 最低賃金審議会第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について

4 宮崎地方最低賃金審議会公開要領について

5 その他

令和5年度
宮崎地方最低賃金審議会
運営小委員会資料

宮 崎 労 働 局

令和5年度
宮崎地方最低賃金審議会
運営小委員会資料目次

1	宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿……………	1
2	令和4年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況……………	3
3	令和5年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案）……………	5
4	令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表……………	9
5	令和5年度特定最賃必要性審議の関係労使の意見聴取（案）……………	11
6	最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する 基本的考え方について……………	15
7	宮崎地方最低賃金審議会公開要領（案）……………	23

宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

令和5年7月6日（木）

区分	氏名	現職
公益代表委員	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
使用者代表委員	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	ノグチ カズヒコ 野口 和彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

令和4年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況

月日 (令和4年度)	曜日	会議名	主な審議事項	出欠
7月7日	木	第1回審議会	地賃改正諮問について、今後の審議の進め方について、実地視察について、関係労使の意見聴取について	14/15
同日	同日	運営小委員会	令和4年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について	6/6
8月2日	火	第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最賃改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、関係労使の意見聴取について	15/15
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、地賃改定に関する労使の基本的考え方について、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について、金額提示、最低賃金に関する基礎調査結果	9/9
8月8日	月	第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議	8/9
8月10日	水	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、採決	9/9
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について	15/15
8月17日	水	第1回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、今後の審議の進め方（特賃参考人聴取）について、	8/9
8月19日	金	第2回検討小委員会	産業別最低賃金の改正の必要性の有無について	9/9
8月26日	金	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、産業別最低賃金の金額改正諮問	14/15
10月6日	木	第1回 特賃自動車（新車）小売専門部会	基本的見解の表明、金額提示、金額審議	9/9
10月13日	木	第2回 特賃自動車（新車）小売専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申	9/9
3月14日	火	第5回審議会	令和4年度特定（産業別）最低賃金の改定決定報告について 2023年度特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について	13/15

令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画 案

	令和5年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 3月	
本 審	6日(木) 13:30~ 第1回 本審 地賃諮問 専門部会の公開 審議の進め方 実地視察 6日(木) 14:30~ 運営 小委員会 運営計画 6案5項採用 検討委設置 意見聴取日種調整	3日(木) 13:30~ 第2回 本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問		10日(木) 28日(月) 15:00頃~ 10:00~ 開催時刻は前後 第3回 第4回 本審 本審 部会報告 異議審 審議、採決 必要性答申 答申 産別改正諮問 (必要性有の場合)	県 最賃 発効 日 10/1(日) 10/6(金)	第5回 本審 部会報告 産別の答申 (産別最賃専門部会が全会一致でなかった場合に開催) (産別最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)		3月下旬 15:00~ 第6回 本審 意向表明 実地視察
地 賃 専 門 部 会		3日(水) 8日(火) 10日(木) 14:30~ 13:30~ 13:30~ 第1回部会 第2回部会 第3回部会 審議の進め方 参考人聴取 金額提示 生活保護比較 金額提示 金額審議 基本的見解 金額審議 金額提示 申賃目安伝達(代替) 結審 基礎調査結果 8/10に結審し 中賃目安伝達 ない場合の予 地賃参考人 備日を検討 聴取について						
産 別 最 賃			16日(水) 18日(金) 13:30~ 13:30~ 第1回 第2回 検討小委員会 検討小委員会 必要性審議 必要性審議 意見聴取	10月2日(月)~11月1日(水) 年内発効 各産別専門部 会(2~3回で 結審) 基本的見解 金額審議		産別最賃発効		
中 賃 日 程	6/30 諮問							

令和5年度宮崎地方最低賃金審議会開催（案）

月日 (令和5年度)	曜日	会議名	主な審議事項
7月6日		第1回審議会	会長及び会長代理の選出について、地賃改正諮問について、専門部会の公開について、今後の審議の進め方について、実地視察について
同日	同日	運営小委員会	令和5年度審議会の運営、6条5項の採用について、関係労使の意見聴取について、公開要領について
		第2回審議会	地賃改正決定に係る意見について、運営小委員会報告、地賃目安の伝達、特定最低賃金改正必要性有無の諮問、検討小委員会の設置について、検討小委員会の関係労使の意見聴取について
同日	同日	第1回地賃専門部会	部会長等選出、最低賃金と生活保護費との比較結果について、 最低賃金に関する基礎調査結果 、労使の基本的見解、金額提示、今後の審議の進め方（地賃参考人聴取）について
		第2回地賃専門部会	地賃参考人意見聴取、金額提示、金額審議、
	木	第3回地賃専門部会	金額提示、金額審議、 結審
同日	同日	第3回審議会	専門部会報告、採決、答申、地賃専門部会の廃止について
		第1回検討小委員会	特賃関係労使の意見聴取、特定最低賃金改正の必要性の有無について、 今後の審議の進め方について 、
		第2回検討小委員会	特定最低賃金の改正の必要性の有無について
	月	第4回審議会	異議申出に対する審議・答申、検討小委員会報告、必要性答申、特定最低賃金の金額改正諮問
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第1回 特賃 専門部会	基本的見解の表明、金額提示
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第2回 特賃 専門部会	金額審議、結審（全会一致）、専門部会報告書作成、答申
		第5回審議会	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改定決定報告について 2024年度特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出の意向表明について 意見聴取について 実地視察について

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)

令和5年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】7/6 運営小委員会確認

1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和5年8月16日（水）13時30分～16時00分
（第1回本審後の運営小員会で確定）

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）

令和5年度特定最低賃金に関する労使意見聴取（案）

- 1 日時：令和5年8月16日（水）13：30～
- 2 会場：宮崎合同庁舎 2階共用大会議室
労働者側控室（ ）
使用者側控室（ ）
- 3 出席者：【公益代表委員】3人
【労働者代表委員】3人
【使用者代表委員】3人
【宮崎労働局】3人
【意見発表者】8人 肉製造業等の労働者側代表者
肉製造業等の使用者側代表者
電気機械器具等製造業の労働者側代表者
電気機械器具等製造業の使用者側代表者
各種商品小売業労働者側代表者
各種商品小売業使用者側代表者
自動車（新車）小売業の労働者側代表者
自動車（新車）小売業の使用者側代表者
- 4 主要課題
(1) 宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見表明
(2) 宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 進行表
(1) 冒頭説明 13：30
(2) 各側意見表明 13：35～14：55
 - ① 肉製造業等
13：35 労側意見表明
13：40 質問
13：45 使側意見表明
13：50 質問

② 電気機械器具等製造

13 : 55 労側意見表明

14 : 00 質問

14 : 05 使側意見表明

14 : 10 質問

③ 各種商品小売業

14 : 15 労側意見表明

14 : 20 質問

14 : 25 使側意見表明

14 : 30 質問

④ 自動車（新車）小売業

14 : 35 労側意見表明

14 : 40 質問

14 : 45 使側意見表明

14 : 50 質問

(3) 休憩 14 : 55～15 : 05

(4) 資料説明 15 : 05～15 : 30

(5) 必要性の有無について審議 15 : 30～16 : 00

閉会

最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について

平成 3年12月17日 制定

平成 7年 6月19日 修正

平成 7年 7月11日 修正

平成13年 5月10日 修正

平成14年 7月22日 修正

1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成4年度以降については、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

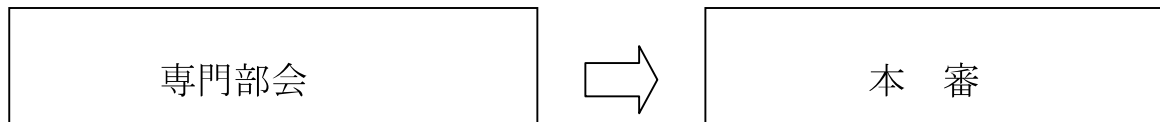
2 運用方法

- (1) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会における専決に当たって「同令第6条第5項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

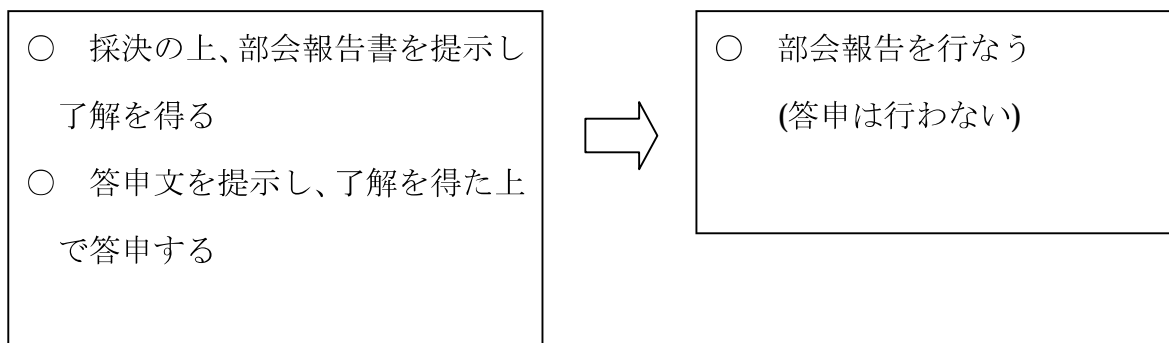
なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

- (3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度の金額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

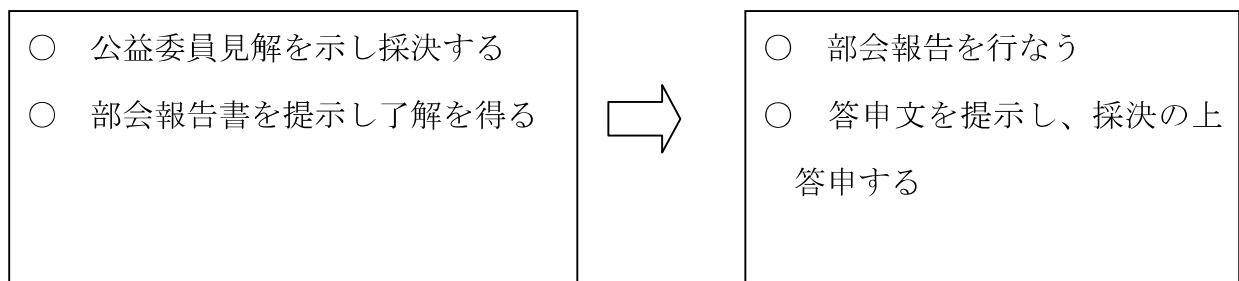
審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》



○最低賃金審議会令

(昭和三十四年五月四日)

(政令第百六十三号)

最低賃金審議会令をここに公布する。

最低賃金審議会令

内閣は、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第二十八条第一項、第二十九条第一項(第三十一条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基き、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(平一一政三九〇・一部改正)

(組織)

第二条 中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、十五人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、十八人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第三十一条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第四条第二項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(昭三五政一六二・平一二政三〇九・平一三政三一七・一部改正)

(委員の推薦)

第三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(平一一政三九〇・平一二政三〇九・一部改正)

(臨時委員の任命等)

第四条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(平一二政三〇九・追加)

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平一二政三〇九・旧第四条繰下・一部改正)

(最低賃金専門部会)

第六条 最低賃金法第三十一条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、九人以内とする。

2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会

の議決により、これを廃止するものとする。

(昭四五政一五一・平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧第五条繰下・一部改正)

(庶務)

第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金時間課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(昭四五政一五一・旧第六条繰下、平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧第七条繰下・一部改正、平一三政三一七・旧第八条繰上)

(雑則)

第八条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭四五政一五一・旧第七条繰下、平一二政三〇九・旧第八条繰下、平一三政三一七・旧第九条繰上)

附 則 抄

1 この政令は、昭和三十四年五月五日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月二〇日政令第一六二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年五月三〇日政令第一五一号)

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月三日政令第三九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前に改正前の労働基準監督機関令、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令、最低賃金審議会令、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法関係手数料令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働金庫法施行令及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する労働大臣又は当該業種に属する事業を所管する大臣の権限の一部を委任する政令の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの政令

の施行の際現に改正前のこれらの政令の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(その他の経過措置の労働省令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

(地方最低賃金審議会に関する経過措置)

第四条 東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会の委員の数は、この政令の施行の際現に在任する委員又は補欠の委員の在任する間(その任期中に限る。)、なお従前の例によるものとする。

(案)

宮崎地方最低賃金審議会公開要領

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条及び宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条の規定に基づく会議の公開は、以下の要領によることとする。

1 公示

宮崎地方最低賃金審議会及び宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「審議会等」という。)を公開とする場合は、原則として審議会等を開催することとした日の15日前(15日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日)に宮崎合同庁舎掲示板に公示する。

~~また、同時に~~宮崎労働局ホームページに掲載し案内することとする。

なお、審議の都合により緊急に会議を招集する等15日前に公示できない場合、開催日等が決定後速やかに公示するものとする。

2 公示内容

公示内容は、開催日時、場所、議題、傍聴人数、その他必要事項とする。

3 傍聴の申込み

(1) 申込みの受付は、公示の日から開始し、審議会等の開催日の5日前(5日前の日が休日あるいは祝日等の場合にあっては、その前日)を締切日とする。なお、緊急に会議を招集することとなった場合、公示日と開催日程を鑑みて申込期間を判断することとする。

(2) 申込み方法は、メール又はファックスとする。

4 傍聴者の確定及び通知

(1) 傍聴人員は5名までとし、傍聴希望者がこれを上回った場合は抽選とする。

(2) 抽選をした場合は、「傍聴者名簿」を作成し文書により通知するものとする。

5 傍聴者への対応

(1) 来場した傍聴者には傍聴者名簿に必要事項を記入させる。

(2) 傍聴席には、あらかじめ席番を付しておくものとする。

(3) 傍聴人には、事前に傍聴の遵守事項「傍聴に当たっての遵守事項」を配布して説明を行い、審議会開始10分前までに傍聴者名簿と同一番号の席に着席させる。

(4) 遵守事項違反者には、遵守事項を説明し違反行為を止めさせる。なお、違反行為を止めない場合は、「退去要求書」を手交し退去を命ずるものとする。

6 報道関係者への対応

(1) カメラ等の撮影は審議会等開始直前までとする。

(2) 記者は「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴することができるものとする。

(案)

7 その他

- (1) 傍聴希望者がある場合は、事前に会長へ報告する。
- (2) 本要領に基づく事務手続きは会長の指示を受けて事務局が行う。
- (3) 審議会等の公開については、公示前に審議会運営規程第6条により会長が決定する。
- (4) 以上に定めたもののほかは、必要が生じた都度、会長が別途定めるものとする。

8 施行期日

この要領は平成15年3月19日から施行する。

- (附則) 改正後の規程は、令和3年7月2日から適用する。
- (附則) 改正後の規程は、令和4年7月7日から適用する。
- (附則) 改正後の規程は、令和5年7月6日から適用する。